

医療法人 中山会

**「桜の里」指定介護予防短期入所療養介護利用約款
(令和7年度)**

桜の里 指定介護予防短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設桜の里（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日頃に送付し、利用者及び身元引受人者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、施設医師並びに担当医師の医学的判断により、緊急対応可能な医療機関に緊急転院させることができます。なお、利用者及びその家族の希望される医療機関への転院が、緊急性を考慮して、ご希望に添えないことがありますことをご承知下さい。利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(虐待防止)

第14条 当施設は利用者の人権擁護、虐待防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」）を遵守するとともに、責任者を設置する等必要な体制の整備及びその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

指定介護予防短期入所療養介護事業所 桜の里のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 桜の里
・開設年月日 平成6年6月1日
・所在地 熊本県合志市須屋702
・電話番号 096-343-8377 ・ファックス番号 096-346-0371
・管理者名 信岡 幸彦
・介護保険指定番号 指定介護予防短期入所療養介護事業所 (4352680021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の支援などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになりますし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[指定介護予防短期入所療養介護事業者 桜の里の運営方針]

要支援者の利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 施設の職員体制

	常勤	常勤兼務	非常勤	夜間
・ 医 師		3名		
・ 薬 剤 師			1名	
・ 看 護 職 員	10名		2名	1名
・ 介 護 職 員 (内介護福祉士)	18名 (10名)		4名 (2名)	3名
・ 支 援 相 談 員	3名			
・ 理 学 ・ 作 業 療 法 士	1名		1名	
・ 管 理 栄 養 士	2名			
・ 介 護 支 援 専 門 員	1名			
・ 事 務 職 員	6名			

(4) 入所定員等 ・定員 75名 (うち認知症専門棟 36名)

・療養室 個室 7室 ・ 4人室 17室

(5) 通所定員 40名 (1ユニット)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8時30分～
昼食 12時00分～
夕食 18時00分～

- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ⑥ 医学的管理・看護・介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ 日常生活訓練
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 理美容（委託業者）
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他：これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名 称 財団法人 江南病院
- ・住 所 熊本市渡鹿5丁目1-37

- ・名 称 医療法人 朝日野会 朝日野総合病院
- ・住 所 熊本市室園町12-10

協力歯科医療機関

- ・名 称 ちぢいわ歯科クリニック
- ・住 所 熊本県合志市須屋3673

- ・名 称 今村歯科医院
- ・住 所 熊本県合志市須屋709-4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・ 施設利用中の食事は、特別の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているために、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会
- ・外出・外泊
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品の利用
- ・所持品・備品等の持ち込み
- ・金銭・貴重品の管理
- ・外泊時等の施設外での受診
- ・宗教活動
- ・ペットの持ち込み

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、屋外非常階段、救助袋等
- ・防災訓練 年2回以上（うち1回は夜間想定訓練）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話 096-343-8377)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、カウンターに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

4.

(1) 基本料金

別紙の（1）基本料金①施設利用料を参照ください。（介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料が異なり、介護保険負担割合証に記載されている割合にて自己負担も異なります。）

(2) 加算料金

介護保険負担割合証に記載されている割合にて自己負担も異なります。

詳細は利用料金一覧表の備考をご参照ください。

- * 夜勤職員配置加算 240円／日
- * サービス提供体制強化加算（I） 220円／日
- * 療養食加算 80円／回
- * 若年性認知症利用者受入加算 1,200円／日
- * 認知症行動・心理症状緊急対応加算 2,000円／日
- * 緊急時施設療養費緊急時治療管理 5,180円／日
- * 送迎加算（片道） 1,840円
- * 緊急短期入所受入加算 900円／日
- * 介護職員等処遇改善加算（I）（基本料金+算定した加算料金の合計）×1000分の75
- * 個別リハビリテーション実施加算 2,400円／日
- * 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I） 510円／日
- * 総合医学管理加算 2,750円／日
- * 生産性向上推進体制加算（I） 1,000円／月
- * 生産性向上推進体制加算（II） 100円／月
- * 口腔連携強化加算 500円／回

(2) その他の料金

- ① 食事費は自己負担になります。 朝食 520円・昼食 660円・夕食 740円
(ただし、食事について負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載されている食事の負担限度額が1日にお支払いいただく食事の上限となります。)
- ② 居住費（療養多床室1日あたりの利用費）は（2段階から4段階の方）437円
(従来型個室1日あたりの利用費)は(1段階から2段階の方)550円
(3段階の方)1,370円、(4段階の方T)1,728円
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- ③ 日常生活品費、教養娯楽費 1日あたり 350円
(内訳 おしぶり20円 タオル50円 バスタオル100円 歯ブラシ10円
歯磨き粉10円 石鹼10円 シャンプー20円 ボディーシャンプー 20円
乳液・化粧水・ヘアクリーム等50円 ティッシュ30円 レク用折り紙・風船・輪投げ・ビデオソフト代等30円)
*但し、利用者がご希望される物品に関するものだけ請求させて頂きます。
- ④ 特別室（個室）利用料 (利用希望者のみ但し、認知症専門棟は除きます)
1日あたり 1,650円（税込）
- ⑤ 理美容代（業者委託） 実費（別途資料をご覧ください。）
- ⑥ その他 電気代は1日あたりテレビ55円（税込）・電気アンカ11円（税込）
- ⑦ 健康管理費 実費（インフルエンザ予防接種などに係る料金）
- ⑧ 訓練材料 実費（手芸等の材料を個人で購入希望される方のみ）

(3) 支払い方法

- ・毎月20日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（施設の実状に合わせて退所日に一括精算する方法としても可）
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。
利用申込み時にお選びください。

令和7年6月1日 改定